

# (一社) 日本肢体不自由者卓球協会 旅費規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 (一社) 日本肢体不自由者卓球協会 (以下、「協会」) における旅費の支給について、以下の規程の定めるところにより支払うものとする。

### (旅費の支給申請および決定)

第2条 協会事業等への参加にあたり、旅費を必要とする場合は、事前に理事長または事務局長の承認を得なければならない。

・参加後速やかに、事務局へ旅行行程及び要した必要経費の報告をしなければならない。

・事務局は、報告を確認の上速やかに支払いを行うものとする。

・支払は原則、協会事業等参加後の支払いとするが、合理的な理由がある場合に限り、概算払いも可能とする。なお、概算払いの場合は、協会事業等参加後、速やかに手続きを行う。

## 第2章 国内出張旅費

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、以下の交通費 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)、宿泊費、日当、旅行雑費とする。

・鉄道賃は、用務の都合により新幹線、特別急行もしくは急行 (グリーン車を除く) その実費を支給する。

・船賃は、水路旅行について、路線に応じて支給する。

・航空賃は、航空旅行について、路線に応じて支給する。なお、特別料金 (ファーストクラス・ビジネスクラス等) は認めない。

- ・車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について、路手に応じて支給する。なお、自家用車を利用する場合は、最短距離にて 37 円／1 k m で算出する。駐車料金および高速料金代は別途実費を支給する。
- ・日当は、別表 1 に定める基準を限度に日当を支給する。
- ・宿泊料は、日数に応じて実費を支給する。なお、支給基準上限額は 12,000 円とし、実費がこれを下回る場合は実費で支給する。

（旅費の計算）

第4条 旅費は通常の経路および方法により旅行したものとして計算する。但し、用務の必要上又は天災その他やむを得ない事由により、これにより難い場合は、実際に利用した経路および方法によって計算する。

また年度内に支給金額の変更については、理事会の承認をもっておこなう。

第5条 この規定に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

### 第3章 海外出張旅費

第6章 外国出張旅費については、別に定める。

#### 附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表 1

支払については、下記のとおりとする。

| 項目   | 金額                       | 備考 |
|------|--------------------------|----|
| 日当※1 | 4,000 円/1 日 (2,000 円/半日) |    |
| 日当※2 | 2,000 円/1 日              |    |
| 日当※3 | 3,000 円/1 日 (1,500 円/半日) |    |
| 日当※4 | 1,000 円/1 時間             |    |
| 宿泊費  | 12,000 円/1 泊             |    |

注) 日当は、上記金額を上限として支給する。

- ・ 宿泊料については、支給基準上限額は 12,000 円とし、実費がこれを下回る場合は実費で支給する。
- ・ 支給金額の変更については、理事会の承認をもっておこなう。
- ・ 緊急の場合等でやむを得ないと当協会が認めた場合は、理事長または事務局長の承認をもって上限を超えて支給する。

※1 理事会、国内大会等

※2 オンライン会議、強化会議、国内合宿、国際大会帯同、打ち合わせ、調査等

※3 国内大会審判、強化会議（コーチ）

※4 組み合わせ、その他作業日誌に準じて支給する。